

申立時に必要な収入印紙・郵便切手等一覧表(主なもの)

旭川家庭裁判所

R6. 3. 1現在

郵便切手については、当事者多数の場合及び事案により、増額又は減額して提出していただくことがあります。
また、取扱庁によって提出していただく額が異なる場合があります。

事 件 名 (審 判)	収入印紙	登 記 用 収入印紙	郵 便 切 手									備 考		
			500円	350円	100円	84円	50円	20円	10円	2円	合計			
後見開始	800円	2600円	2	3	4	10			5	11		3,500		
保佐開始	800円	2600円	4	3	5	11			5	12		4,694		
補助開始	800円	2600円	4	3	5	11			5	12		4,694		
成年後見人等の選任	800円		2	1	1	8				6		2,182		
成年後見監督人等の選任	800円		2	1	1	8				6		2,182		
成年後見人等の辞任	800円	1400円	2	1	1	8				3		2,152	※同時に成年後見人等の選任申立をするときは、1194円を追加	
成年後見人等の解任	800円		2	1	1	6				3		1,984	※同時に成年後見人等の選任申立をするときは、1194円を追加	
居住用不動産の処分許可	800円					1				1		94		
成年後見人等に対する報酬付与	800円					1						84		
保佐人に対する代理権付与 (民13(1)に限らない)	800円	1400円	2	1	1	8				6		2,182	※開始審判と同時申立の場合は、登記用収入印紙及び郵便切手は不要	
補助人の同意を要する行為の定め (民13(1)の範囲内)	800円	1400円	2	1	1	8				6		2,182	※開始審判と同時申立の場合は、登記用収入印紙及び郵便切手は不要	
補助人に対する代理権付与 (民13(1)に限らない)	800円	1400円	2	1	1	8				6		2,182	※開始審判と同時申立の場合は、登記用収入印紙及び郵便切手は不要	
未成年後見人選任	800円		2	1	1	10				6		2,350		
任意後見監督人選任	800円	1400円	2	1	1	10				6		2,350		
子の氏の変更	800円					1						84	※子が複数で、15才以上の子が含まれるときは、84円を追加する場合あり	
氏の変更	800円		2		1	4				1		1,446	※夫婦で同時に申立するときは1194円を追加	
名の変更	800円		2		1	4				1		1,446		
保護者選任	800円					2						168		
保護者の順位変更	800円					4						336		
保護者の改任	不要					4						336		
扶養義務の設定	800円					2						168		
特別代理人選任	800円					5				4		460		
特別養子縁組	800円		6		3	13				3		4,422		
養子縁組	800円					5						420		
死後離縁	800円		2		1	3				1		1,362		
失踪宣告	800円		2		1	21				1		2,874	官報公告料4816円(申立後納付)	
戸籍訂正	800円		2		1	6				1		1,614		
遺言書検認	800円					相続人 ×1								※申立人が相続人でない場合は84円1枚追加
遺言の確認	800円		2		1	11				2		2,044		
遺言執行者選任	800円					2						168	※申立人と候補者が異なる場合は84円4枚	
推定相続人廃除	800円		2		1	7				7		1,758		
相続放棄	800円					3				1		262		
相続の承認・放棄の期間伸長	800円					1						84		
限定承認	800円					相続人 ×2								
相続財産清算人選任	800円		2		1	10				3		1,970	官報公告料5075円(申立後納付)	
権限外行為(相続財産清算人)	800円					1				1		94		
相続人搜索の公告	800円					3						252	官報公告料4230円(申立後納付)	
特別縁故者に対する財産の分与	800円		4		2	7				7		2,858		
不在者財産管理人選任	800円		2		1	15				6		2,420		
権限外行為(不在者財産管理人)	800円					1				1		94		
性別の取扱いの変更	800円		2		1	10			1	2		1,980		

事 件 名 (調 停)	収入印紙	郵 便 切 手									備 考
		500円	350円	100円	84円	50円	20円	10円	2円	合計	
夫婦関係調整	1200円				5	2	5	10		720	
慰謝料	1200円				5	2	5	10		720	
親族関係調整	1200円				5	2	5	10		720	
離縁	1200円				5	2	5	10		720	
遺留分減殺 (遺留分侵害額・物件返還請求)	1200円				当事者 ×4	当事者 ×10		当事者 ×4			
請求すべき按分割合に関する処分 (離婚後に請求する場合)	1200円				5	2	5	10		720	注1)参照
婚姻費用分担	1200円				5	2	5	10		720	注1)参照
財産分与	1200円				5	2	5	10		720	注1)参照
養育費	1200円				5	2	5	10		720	注1)参照
子の引渡し (監護者の指定は子の引渡しと同様)	1200円				5	2	5	10		720	注1)参照
面会交流	1200円				5	2	5	10		720	注1)参照
親権者変更	1200円				5	2	5	10		720	注1)参照
扶養	1200円			当事者 ×2	当事者 ×3			当事者 ×10			注2)参照
遺産分割	1200円			当事者 ×2	当事者 ×4		当事者 ×2	当事者 ×4			注3)参照
寄与分	1200円			当事者 ×1	当事者 ×2		当事者 ×3	当事者 ×3			注4)参照
祭祀承継者の指定	1200円			当事者 ×1	当事者 ×2		当事者 ×3	当事者 ×3			注4)参照
特別の寄与に関する処分	1200円			当事者 ×1	当事者 ×2		当事者 ×3	当事者 ×3			注4)参照
嫡出否認	1200円	4		3	7			8		2,968	
親子関係不存在確認	1200円	4		3	7			8		2,968	
認知	1200円	4		3	7			8		2,968	
協議離婚無効確認	1200円	4		3	7			8		2,968	
養子縁組無効	1200円	4		3	7			8		2,968	

注1) 審判の場合は、500円×4枚、100円×4枚、84円×8枚、10円×10枚(合計3172円)

注2) 審判の場合は、500円×当事者数×2枚、100円×当事者数×3枚、84円×当事者数×5枚、10円×当事者数×11枚

注3) 審判の場合は、500円×当事者数×2枚、100円×当事者数×3枚、84円×当事者数×5枚、10円×当事者数×5枚

注4) 審判の場合は、500円×当事者数×2枚、100円×当事者数×2枚、84円×当事者数×4枚、20円×当事者数×3枚、10円×当事者数×4枚

事 件 名 (訴 訟)	収入印紙	郵 便 切 手									備 考	
		500円	350円	100円	84円	50円	20円	10円	2円	合計		
離婚	〔離婚請求(算定不能 =160万円相当)収入 印紙13000円+附帯 処分1件につき1200 円〕											
婚姻の無効及び取消し												
協議離婚の無効及び取消し												
婚姻関係の存否確認												
嫡出否認												
認知・認知の無効及び取消し			6		8	10		12	11	5	5,000	
父を定めることを目的とする訴え												
親子関係・養親子関係存在・不 存在確認												
養子縁組の無効及び取消し												
離縁・協議離縁の無効及び取消し												
人訴の原因事実によって生じた 損害賠償(不貞相手に対する慰 謝料)	訴額による	6		8	10		12	11	5	5,000		

事 件 名 (控訴・即時抗告)	収入印紙	郵 便 切 手									備 考
		500円	350円	100円	84円	50円	20円	10円	2円	合計	
人事訴訟事件	原審の1.5倍	8		5	5	5	5	5	5	5,330	※当事者が2名の場合
		4		2	1	3	3	3		2,524	※当事者が1名増すごとの追加分
審判事件	審判事件で納付した 額の1.5倍	4		5	7	3	5	7	2	3,412	※当事者が2名の場合
		2		2	2	1	2	4		1,498	※抗告人の他に当事者がいない場合 ※当事者が1名増すごとの追加分

※ 訴訟代理人弁護士の有無を考慮しない。